

議案第 6 8 号

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、令和 5 年 6 月 9 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務</u> 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) <u>利用特定個人情報</u> 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表中欄に掲げる事務及び<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表中欄に掲げる事務及び<u>町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 町の執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>

# 改正要旨

## 1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）等が改正され、情報連携を行う特定個人情報の規定が見直しされました。具体的には、番号利用法の別表第2に規定されている情報連携を行う事務は「特定個人番号利用事務」として、その事務の対象となる特定個人情報は「利用特定個人情報」として整理され、同表が削除されました。これらの改正に伴い、所要の改正を行うものです。

## 2 改正の概要

### (1) 用語の定義の追加（第2条関係）

情報連携を行う事務を「特定個人番号利用事務」として第5号に、情報連携で扱う特定個人情報を「利用特定個人情報」として第6号に追加します。

※個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」といいます。（番号利用法第2条第8項）

### (2) 定義した用語への置き換え（第4条関係）

情報連携に関する規定において、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報に該当する部分を改正します。

## 3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和5年6月9日から1年3か月以内の日で、政令で定める日）から施行します。